

## 【 検査 】

### 1 4 4 簡易聴力検査の算定について

《令和6年4月30日》

#### ○ 取扱い

① 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「3」簡易聴力検査「イ」気導純音聴力検査の算定は、原則として認められる。

- (1) 難聴
- (2) 突発性難聴
- (3) 中耳炎
- (4) めまい
- (5) 耳管狭窄症
- (6) メニエール病
- (7) 顔面神経麻痺

② 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「3」簡易聴力検査「ロ」その他(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。

- (1) 難聴
- (2) 突発性難聴
- (3) 中耳炎
- (4) めまい
- (5) 耳管狭窄症
- (6) メニエール病
- (7) 顔面神経麻痺

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

簡易聴力検査は、音叉を用いる検査とオーディオメーターを用いた聴力検査である。「イ」気導純音聴力検査は、厚生労働省通知\*に「日本工業規格の診断用オーディオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行った場合」に、「ロ」その他は、「音叉を用いる検査とオーディオメーターを用いる検査を一連として行った場合」に算定すると示されている。

本検査は、聴力障害の程度、重症度、発症部位を把握するスクリーニング検査として実施される。

以上のことから、上記①②の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「3」簡易聴力検査「イ」気導純音聴力検査、又は「3」簡易聴力検査「ロ」その他の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について